

広島県告示第七百十四号

広島県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成十六年広島県条例第二十八号）第三条の規定によって、広島県立中央森林公園（フォレストヒルズガーデン地区）の管理を行う指定管理者の指定を次のとおり変更した。

平成二十二年八月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 変更事項及び内容

1 変更事項

指定を受けた者の変更

2 変更内容

変 更 前	変 更 後
<p>名称及び 代表者氏名</p> <p>広島エアポートビレッ ジ開発・広島エアポ ートホテル共同企業体 代表者 広島エアポー トビレッジ開発株式会 社代表取締役社長 亀 頭 睦訓</p>	<p>名称及び 代表者氏名</p> <p>広島空港ビルデینگ ・広島エアポートホテ ル共同企業体 代表者 広島空港ビル デینگ株式会社代表 取締役社長 玉川 博 幸</p>
<p>主たる事務所の 所在地</p> <p>三原市本郷町善入寺六 四番地の三</p>	<p>主たる事務所の 所在地</p> <p>三原市本郷町善入寺六 四番三</p>

二 変更年月日

平成二十二年九月一日